第１編　　総　　論

第１章　町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

１　町の責務及び町保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

【町が実施する保護措置】（法 16Ⅰ）

① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
④ 水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置
⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(2) 町保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第３５条の規定に基づき、町保護計画を作成する。

(3) 町保護計画に定める事項

町保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

① 町の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
② 町が実施する保護措置に関する事項

③　保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
④　保護措置を実施するための体制に関する事項
⑤　保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係団体との連携に関する事項
⑥　上記のほか、町の区域に係る保護措置に関し町長が必要と認める事項

(4) 播磨町地域防災計画との整合

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、住民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成及び見直しに当たっては、備えの大切さや助け合いの精神、対応体制等の播磨町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）等に基づく取組みの蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。

2　町保護計画の対象

町保護計画においては、町の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で町の区域内に滞在する人や町域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び町の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「住民」という。）を保護の対象とする。

3　町保護計画の構成

町保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態への対処
資料編

4　町保護計画の見直し、変更手続

(1) 町保護計画の見直し

町保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町保護計画の見直しに当たっては、播磨町国民保護協議会（以下「町協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町保護計画の変更手続

町保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、町協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第２章　保護措置に関する基本方針

町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 武力攻撃事態等に起因する特定少数者等への不当な侵害行為の防止

町は、特定の人種、信条、性別、社会的身分等に属する者等に対し、武力攻撃事態等に起因する誹謗中傷、暴力その他一切の侵害行為が生じないよう配慮し、努めるものとする。

(3) 住民の権利利益の迅速な救済

町は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(4) 住民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(6) 住民の協力

町は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(7) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 指定公共機関等の自主性の尊重等

町は、指定公共機関等の保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

放送事業者である指定公共機関等が実施する保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由にも配慮する。

(9) 保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(10) 外国人への保護措置の適用

町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

(11) 地域防災計画の活用

町保護計画は、基本指針において想定されている武力攻撃事態等に対処するためのものである。

これに対し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき作成されている地域防災計画は，災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。

このように町保護計画と地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。

また，地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等については共通するものが多いことから、相互に連携し有効に活用する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の事務・業務の内容やその連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

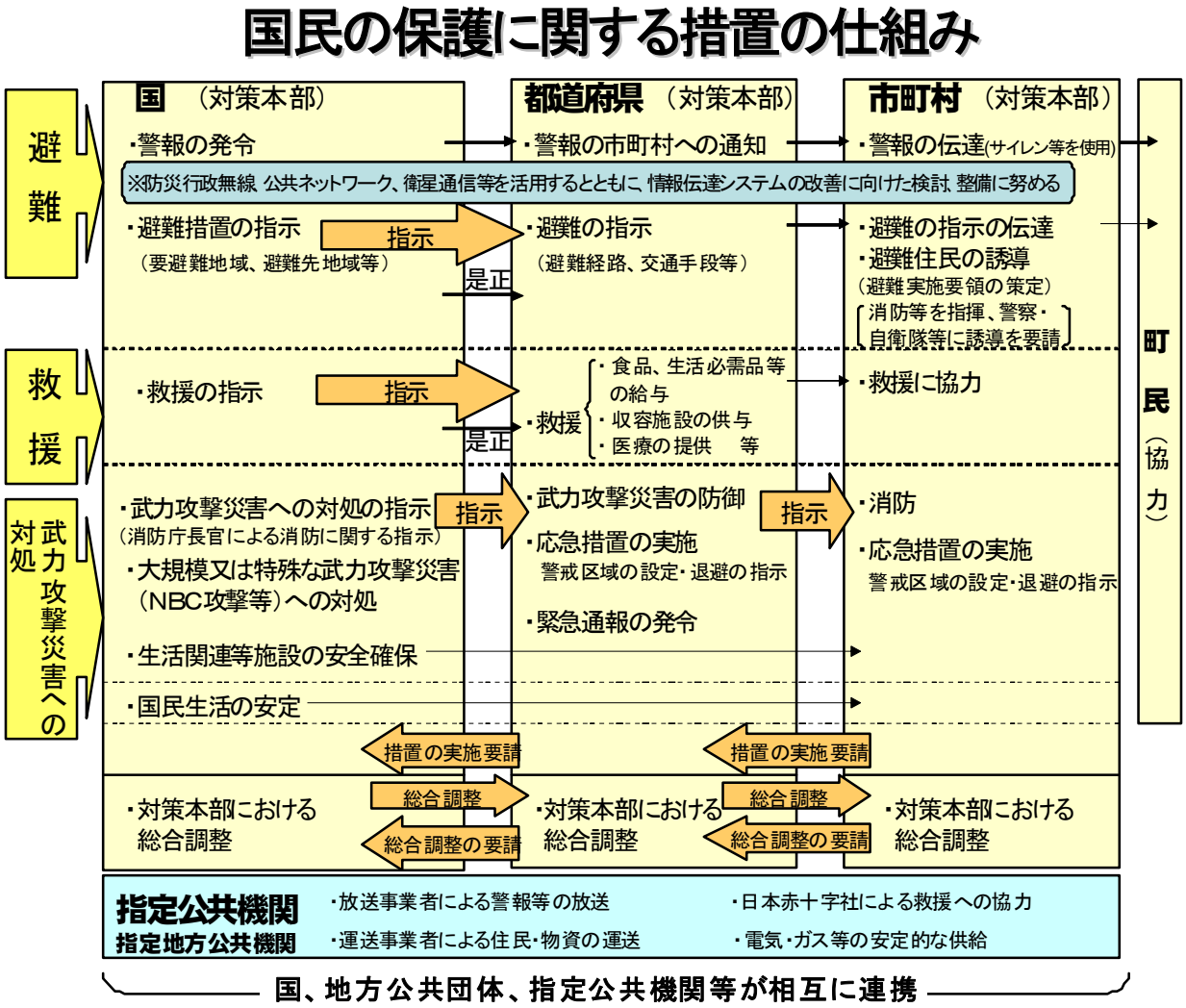

1　関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、町、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、概ね次に掲げる業務を処理する。

○　町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1　町保護計画の作成 2　町協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置の実施 9　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○　県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1　県保護計画の作成 2　県協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の通知 6　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○　自衛隊の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 （第３特科隊第３中隊） 海上自衛隊 （呉地方隊） 航空自衛隊 （中部航空方面隊）	１　武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等

○　指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	１　管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 ２　他管区警察局との連携 ３　管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 ４　警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	１　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ２　米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	１　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 ２　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること ３　非常事態における重要通信の確保 ４　非常通信協議会の指導育成 ５　情報伝達手段の多様化・多重化の促進
近畿財務局 神戸財務事務所	１　地方公共団体に対する災害融資 ２　金融機関に対する緊急措置の指示 ３　普通財産の無償貸付 ４　被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	１　輸入物資の通関手続
近畿厚生局	１　救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	１　被災者の雇用対策
近畿農政局	１　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 ２　農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	１　武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1　電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2　鉱山対策等の応急対策の指導
近畿地方整備局	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び船舶の安全保安
大阪航空局 大阪空港事務所	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1　航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	1　気象状況の把握及び情報の提供
第五管区 海上保安本部 (姫路海上保安部、加古川海上保安署)	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

○　指定公共機関等の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

機関の名称	事務又は業務の大綱
（指定公共機関）日本放送協会、朝日放送グループホールディングス、 ㈱毎日放送、関西テレビ放送㈱、讀賣テレビ放送㈱、大阪放送㈱ （指定地方公共機関）㈱サンテレビジョン、兵庫エフエム放送㈱、㈱ラジオ関西	
［運送事業者］	１　避難住民の運送及び緊急物資の運送 ２　旅客及び貨物の運送の確保
① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）㈱フェリーさんふらわあ、阪九フェリー㈱、 マルエーフェリー㈱ （指定地方公共機関）㈱淡路ジェノバライン、高速いえしま㈱、 ジャンボフェリー㈱、沼島汽船㈱、坊勢汽船㈱ ② バス事業者 （指定公共機関）西日本ＪＲバス㈱、日本交通㈱、阪急バス㈱、阪神バス㈱ （指定地方公共機関）淡路交通㈱、神姫バス㈱、全但バス㈱、山陽バス㈱ ③ 航空事業者 （指定公共機関）㈱ＡＩＲＤＯ、㈱ソラシドエア、スカイマーク㈱、日本航空㈱、 全日本空輸㈱ （指定地方公共機関）日本エアコミューター㈱、但馬空港ターミナル㈱ ④ 鉄道事業者 （指定公共機関）西日本旅客鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱ （指定地方公共機関）北近畿タンゴ鉄道㈱、神戸高速鉄道㈱、神戸新交通㈱、 神戸電鉄㈱、(一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道㈱、 智頭急行㈱、ＷＩＬＬＥＲ　ＴＲＡＩＮＳ㈱、能勢電鉄㈱、北条鉄道㈱、 六甲山観光㈱ ⑤ 内航海運事業者 （指定公共機関）井本商運㈱ ⑥ トラック事業者 （指定公共機関）佐川急便㈱、西濃運輸㈱、日本通運㈱、福山通運㈱、 ヤマト運輸㈱ （指定地方公共機関）(一社)兵庫県トラック協会	
［電気通信事業者］	１　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ２　通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
（指定公共機関）西日本電信電話㈱、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、 ㈱ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	
［電気事業者］	１　電気の安定的な供給
（指定公共機関）関西電力㈱、関西電力送配電㈱、電源開発㈱、電力広域的運営推進機関	

機関の名称	事務又は業務の大綱
［ガス事業者］	1　ガスの安定的な供給
（指定公共機関）大阪ガス㈱ （指定地方公共機関）（一社）兵庫県ＬＰガス協会	
日本郵便株式会社	1　郵便の確保
［病院 その他の医療機関］	1　医療の確保
（指定公共機関）（独）国立病院機構 （指定地方公共機関）（社）兵庫県医師会	
［河川管理施設、 道路の管理者］	1　河川管理施設、道路の管理
（指定公共機関）（独）水資源機構 西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ （指定地方公共機関）神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱	
日本赤十字社	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2　関係機関の連絡先

関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

第４章　町の地理的、社会的特徴

町は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本町は、兵庫県南部の中央に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は明石市に、西と北は加古川市に接しており、町域の面積は 9.13 ㎢である。

地形は、播磨灘を埋め立てた人工島を有しており、山林や丘陵地はなく全般的に平坦な地形を呈している。中央部を喜瀬川が流れ、播磨灘に流れ込んでおり、西部には別府川の支流である水田川が流れている。

また、町域内に１２のため池が点在している。

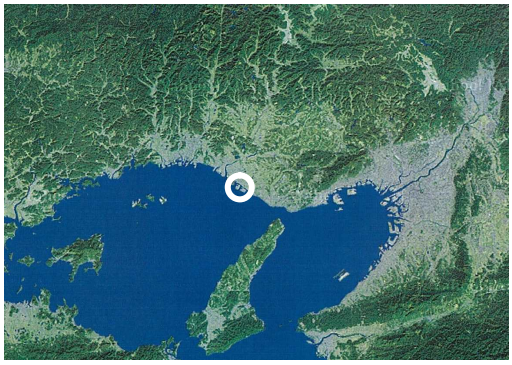

(2) 気候

本町の気候は、全体として温和であり、年平均気温は 16℃前後、年間降水量は 700 ㎜前後、年平均風速は 3.7m/s 前後である。

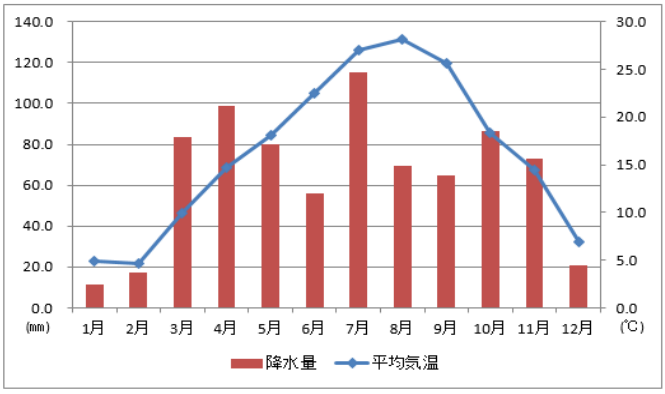

(3) 人口分布

人口は、令和２年国勢調査によると、33,604 人であり、人工島（新島及び東新島）を除く約６㎢に住んでいる。

年齢別に見ると、15 歳以上 65 歳以下の生産年齢人口が年々減少し、高齢者が増加する傾向にあり、今後も同様の傾向が進むものと予想される。

(4) 道路の状況

道路は、東西に延びて明石市及び加古川市に繋がっている国道 250 号（明姫幹線）と県道明石高砂線、町の南部から北東方面に延びる県道本荘平岡線と繋がっている。

また、幹線的な道路のうち主なものは、町道大中二見線、町道浜幹線、町道土山新島線である。

年　次 (年)	国　　道		県　　道		町　　道		
	実延長 (m)	舗装済 延長(m)	実延長 (m)	舗装済 延長(m)	実延長 (m)	舗装済 延長(m)	舗装率 (%)
令和２	2,444	2,444	11,675	11,675	119,288	117,976	98.9

(5) 鉄道、港湾の状況

町内には、西日本旅客鉄道と山陽電気鉄道が東西に走っており、ＪＲ土山駅と山電播磨町駅がある。

港湾は、東播磨港に位置し、岸壁は、新島及び東新島にある。

漁港は、阿閇漁港及び古宮漁港の２港があり、概要は次のとおりである。

区分 港名	防波堤	護　岸	種　別
阿　　閇	108.2m	284.7m	第　１　種
古　　宮	353.5m	749.9m	第　１　種

(6) 石油コンビナート施設等の状況

町内には、石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）第２条第２号に定める石油コンビナート等特別防災区域に指定された地区（東播磨地区）がある。

(7) 消防

町は、消防事務を加古川市に委託している。加古川市東消防署播磨分署として町内に設置され、消防業務及び救急業務の迅速化が一層図られている。

また、播磨町消防団は１団１２分団で、地域住民の生命と財産を守るための消防防災活動を行っている。

第５章　計画が対象とする事態

町保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

【基本指針及び県保護計画で想定されている事態】

１　武力攻撃事態
①　着上陸侵攻
②　ゲリラや特殊部隊による攻撃
③　弾道ミサイル攻撃
④　航空攻撃

２　緊急対処事態
①　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
②　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
③　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
④　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

１　武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第２条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の４つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特　　徴、留　意　点
着上陸侵攻	【攻撃目標となりやすい地域】 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 ・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 【想定される主な被害】 ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 【被害の範囲・期間】 ・一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 【事態の予測】 ・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 【留意点】 ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 【想定される主な被害】 ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・ＮＢＣ兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 【被害の範囲・期間】 ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 【事態の予測】 ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 【留意点】 ・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退

事態の類型	特　　徴、留　意　点
	避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。
弾道ミサイル攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 【想定される主な被害】 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 ・弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 【事態の予測】 ・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 【留意点】 ・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
航空攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 【想定される主な被害】 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 ・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 【事態の予測】 ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 【留意点】 ・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※　大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) ＮＢＣ攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、ＮＢＣ攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用い兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特　　徴、留　意　点
核兵器等	【想定される主な被害】 ・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 【留意点】 ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実に行い、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生物兵器	【想定される主な被害】 ・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被

攻撃の種類	特　　徴、留　意　点
	害が拡大することが考えられる。 【留意点】 ・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。
化学兵器	【想定される主な被害】 ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 【留意点】 ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。

２　緊急対処事態

(1) 緊急対処事態の定義

事態対処法第２２条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の分類

緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類

分　　類	事　態　例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダムの破壊	・ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

② 攻撃手段による分類

分　　類	事　態　例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・小型核爆弾ついては、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化） ・攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、保護措置の実施に必要な組織及び体制や関係機関の連携体制等に関する平素からの備えについて、以下のとおり定める。

第１　町における組織・体制の整備

町が保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な初動体制の整備等について定める。

１　初動体制の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) ２４時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、加古川市消防本部との連携を図り、夜間・休日等における当該消防本部から町長への緊急連絡ルートを定めるなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる２４時間即応可能な体制を確保する。

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

２　消防機関の体制

(1) 加古川市消防本部及び消防署における体制

加古川市消防本部及び消防署は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、加古川市消防本部及び消防署における２４時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部等との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに、保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

第２　関係機関との連携体制の整備

町は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関等及びその他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

１　基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町、指定公共機関等及びその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、的確かつ迅速な保護措置の実施に資するため、平素から関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思の疎通を図る。

２　県との連携

(1) 県との緊密な連携

町は、県との緊密な連携を図る。特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、町と県との間で特に調整が必要な分野における連携に留意するとともに、緊密な情報の共有を図る。

なお、町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）を把握し、定期的に更新することとする。

(2) 町保護計画の県への協議

町は、県との町保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と町の行う保護措置との整合性の確保を図る。

(3) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

３　近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

広域にわたる避難や救援等に関し、的確な対応が行えるよう、東播磨県民局管内の３市２町及び県で構成する「市町国民保護連絡会議」等の場を活用するなど、近隣市町との間で緊密な情報の共有を図るなど、近隣市町間の連携を図る。

なお、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

※　相互応援協定の一覧を、資料編に記載する。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、加古川市消防本部及び近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るものとする。

４　指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、保護措置を円滑に実施するため、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。　※　関係機関との連絡先一覧を、資料編に記載する。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

※　関係機関との協定一覧を、資料編に記載する。

第３　住民に期待される取組等

保護措置の円滑な実施のため住民に期待される取組や住民との連携等について不可欠であるため、以下のとおり連携体制整備のあり方について定める。

１　住民に期待される取組等

迅速かつ的確に保護措置が実施されるよう、住民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

(1) 住民及び自治会、婦人会等に期待される取組

①　平素における取組

ア　各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品等や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。

イ　怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。

ウ　家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。

エ　最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

②　武力攻撃事態等における取組

ア　警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。

イ　避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

ウ　自治会、婦人会等は、町からの警報等の情報を連絡する。

エ　避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

①　平素における取組

ア　情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。

イ　町と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障がい者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。

ウ　地域における危険箇所を把握しておく。

エ　町や消防機関と連携して、訓練を実施する。

②　武力攻撃事態等における取組

ア　町からの警報等の情報を住民に伝達する。

イ　地域の住民の安否確認を行う。

ウ　町や消防機関と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所等に期待される取組

① 平素における取組

ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。

イ 事業所内における危険箇所を把握する。

ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。

エ 消防機関と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

ア 町からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。

イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 従業員等の安否確認を行う。

エ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

2 住民との連携

(1) 住民との連携

町は、県と協力しながら、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、婦人会、まちづくり協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

町は、県と協力しながら、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

3 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第４　通信の確保

町は、武力攻撃事態等において保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 情報通信機器等の活用

町は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワーク等を活用する。

第５　情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

運用面	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

町は、保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2　警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、町内関係団体と連携しながら、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するよう努める。

※　伝達先一覧は、資料編に記載する。

(2) 防災行政無線等の維持、利活用

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な防災行政無線及びこれと連携している全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を適切に維持管理する。

(3) 県警察等との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて姫路海上保安部及び加古川海上保安署（以下、これらを「海上保安部等」という。）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成１７年７月６日付消防運第１７号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。

(6) メール配信サービスの充実

武力攻撃事態等において、避難情報や緊急情報を住民に伝える「防災安心ネットはりま」システムの利用促進を図るため、また、国が平成 26 年４月１日から運用しているエリアメール・緊急速報メールの認知度を高めるため、広報はりまなどにより平常時から利用促進のＰＲを行う。

また、武力攻撃事態等において、円滑に情報発信が行えるようシステム運用の整備を行う。

(7) ＢＡＮ－ＢＡＮネットワークスの協力

武力攻撃事態等において、避難情報や緊急情報を迅速に伝えることができるよう地元ケーブルテレビのＢＡＮ－ＢＡＮネットワークスと連絡体制を整えるとともに各種調査研究を共同して行う。

３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する様式第１号及び第２号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】（令23Ⅰ・Ⅱ・24Ⅰ）

1　避難住民（負傷した住民も同様）
①　氏名
②　出生の年月日
③　男女の別
④　住所
⑤　国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
⑥　①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑦　居所
⑧　負傷又は疾病の状況
⑨　⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2　死亡した住民（上記①～⑥に加えて）
⑩　死亡の日時、場所及び状況
⑪　死体の所在

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4　被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。　※【被災情報の報告様式】を、資料編に記載する。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第６　研修及び訓練

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、ｅ－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】
http://www.kokuminhogo.go.jp/
※【総務省消防庁ホームページ】
http://www.fdma.go.jp/

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

２　訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、単独又は近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等関係機関との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努める。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練

② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

① 保護措置と防災のための措置との間で共通する項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを共同して実施する。

② 保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

③ 訓練実施後には、評価を行い、教訓や課題を明らかにし、町保護計画の見直し作業等に反映する。

④ 町は、住民に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。

⑤ 町は、県と連携し、学校、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

⑥ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

１　避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料(例)】を資料編に記載する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うなど、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

① 避難行動要支援者の避難対策

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の避難行動要支援者への避難支援対策を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。また、関係部署・団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保が的確に行えるよう「避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」の整備に努める。

② 高齢者、障がい者等の日常的把握

町は、社会福祉施設等における入所者数を関係機関の協力を得ながら、把握に努める。

また、個人情報の取り扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、自治会等の協力を得て、高齢者、障がい者等の状況を把握し、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

③ 情報伝達方法の整備

町は、音声情報や文字情報など、高齢者、障がい者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、コミュニティＦＭ等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 運送手段の確保

町は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障がい者、

傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

２　避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

３　救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

町は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、町の行う救援の活動内容ついて、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○　輸送力に関する情報
　①　保有車輌等(鉄道、定期・路線バス、船舶、ヘリコプター等)の数、定員
　②　本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○　輸送施設に関する情報
　①　道路　(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
　②　鉄道　(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
　③　港湾　(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
　④　ヘリポート　(ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など)

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該町の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である町は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

町は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

番号	所在地	名　称	管理者名 担当課	連絡先 電話番号	最大対応機種	敷地の広さ(延長×幅)
東108	古　宮102　番地の9	望海公園球場	NPO法人スポーツクラブ２１はりま 土木課	079-437-2201 079-435-2365	川崎CH-47J	140m×88m
東109	古　宮351　番地の13	秋ヶ池運動場	NPO法人スポーツクラブ２１はりま 協働推進課	079-437-2201 079-435-0565	川崎CH-47J	140m×88m
東333	新島46番1	新島中央公園	(一財)播磨町臨海管理センター 土木課	079-437-2088 079-435-2365	川崎BK-117	110m×43m

５　一時集合場所の選定

町は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知する。

６　避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である町は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

７　医療体制の整備

町は、救急告示病院及び、救急告示診療所を中心に、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

８　生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成１７年８月２９日閣副安危第３６４号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の定義】

生活関連施設とは、次のいずれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。

①　国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの(発電所、浄水場等)

②　その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(危険物質の貯蔵施設等)

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

施行令		施　設　の　種　類	所管省庁名
27条１号		発電所（最大出力５万kw以上）、変電所（使用電圧10万Ｖ以上）	経済産業省
27条２号		ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
27条３号		取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m^3／１日以上）	厚生労働省
27条４号		鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人／１日以上）	国土交通省
27条５号		電気通信事業用交換設備	総務省
27条６号		放送用無線設備（ＮＨＫ等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
27条７号		水域施設、係留施設	国土交通省
27条８号		滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
27条９号		ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが 15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省
27条10号	28条１号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条２号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条３号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条４号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
27条10号	28条５号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条６号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	28条７号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条８号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、農林水産省
	28条９号	ＬＮＧタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁（主務大臣）
	28条11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

第３章　物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

１　町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、町は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。

(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

町は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業所等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具　など

２　町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記及び土地・建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第４章　国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

町教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、町立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果を踏まえ、啓発を行う。

２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 町は、弾道ミサイルの飛来時における全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達及びとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し平素から周知に努める。

(3) 町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(4) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、町は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

【組織設置のフロー図】

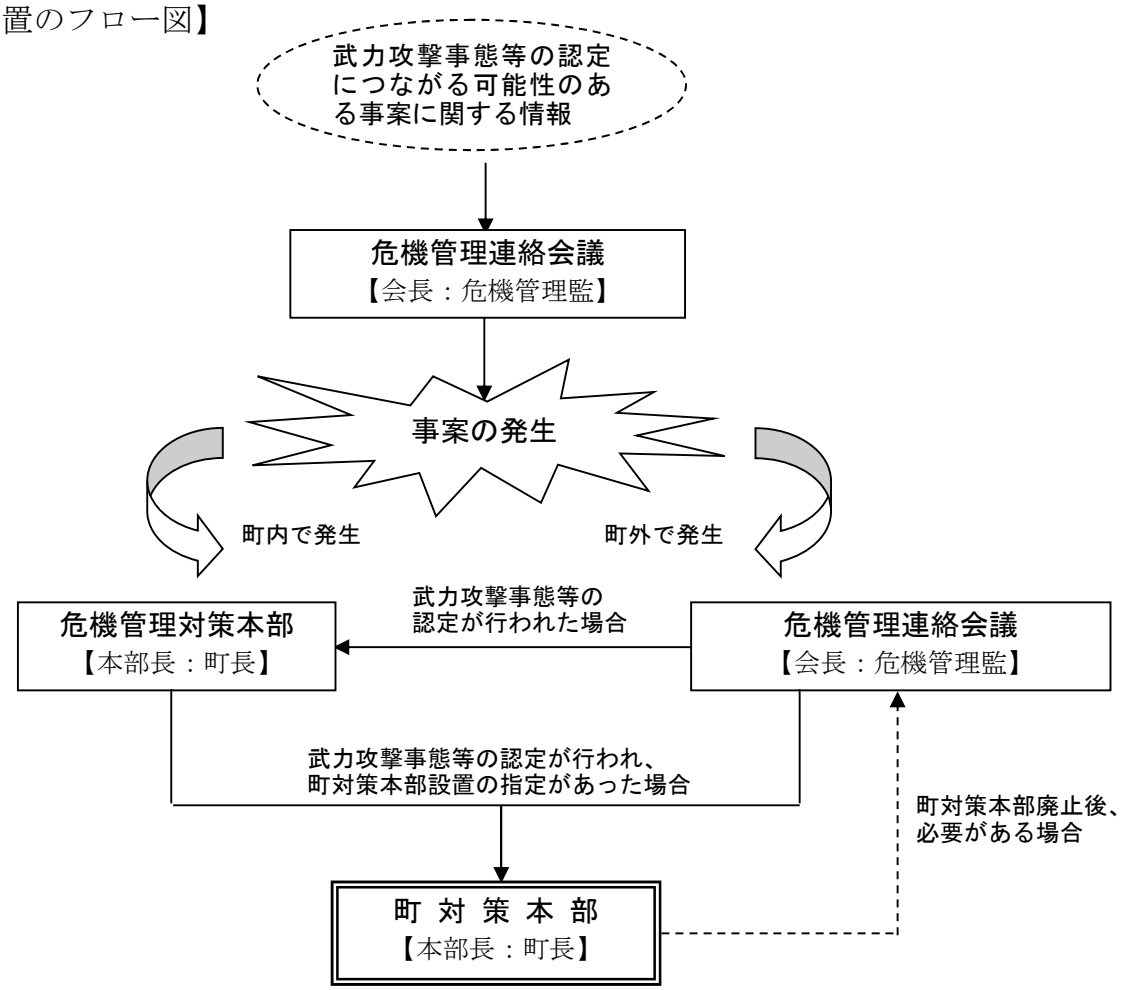

1　危機管理対策本部等の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部」又は「危機管理連絡会議」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するとともに、通報を受けた場合の情報伝達の態勢を確立する。

(1) 危機管理対策本部

① 設置基準

ア　町内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合

イ　政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本町に町対策本部設置の指定がないとき

ウ　その他、町長が必要であると認める場合（隣接市町などにおいてアの事案が発生した場合など）

② 組織構成

ア　地域防災計画の災害対策本部組織に準じる。詳細は、資料編に記載する。

③ 対処の内容

ア　関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

イ　消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行う。

ウ　現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

エ　事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき町の指定の要請を行う。

オ　事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町に対し支援を要請する。

(2) 危機管理連絡会議

① 設置基準

ア　武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した

場合で、情報の収集、警戒等について、全庁的な対応が必要であると認められるとき

イ　町の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合

ウ　町対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき

エ　その他、危機管理監が必要であると認める場合

②　組織構成

ア　地域防災計画の災害警戒本部組織に準じる。詳細は、資料編に記載する。

③　対処の内容

情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。

２　町対策本部との連携

(1) 町対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から町長に対し、町対策本部を設置すべき町の指定があったときは、直ちに町対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、町対策本部の設置前に、関係機関より消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなどの必要な調整を行う。

(2) 町対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、町対策本部を設置すべき町の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、町長は、遅滞なく町対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について、全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

第２章　町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

１　町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①　町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

②　町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、町対策本部に切り替える。

③　町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員及び町対策本部職員等に対し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④　町対策本部の開設

町対策本部担当者は、役場第１庁舎２階会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

その際、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。

また、町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤　交代要員等の確保

町は、町対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用しつつ、町対策本部職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

⑥　本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を役場庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり町対策本部の予備施設を定めておく。

【予備施設】

次に掲げる順位で、町対策本部の予備施設を定める。なお、事態の状況等に応じて、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第１位順位〕　役場第２庁舎

〔第２位順位〕　被害の少ないコミュニティセンター

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

なお、町長は、町対策本部の設置の有無にかかわらず、保護措置を実施することができる。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各部局の機能は、地域防災計画に定める播磨町災害対策本部の組織構成及び各部局の機能に準じる。詳細は、資料編に記載する。

① 組織構成

区　分	職　　名
本部長	町長
副本部長	危機管理監、副町長、教育長
本部員	部長、消防団長
参　与	町対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部の会議に参与として、町職員以外の者を出席させることができる。

② 各部局の機能

各　部　局	武 力 攻 撃 事 態 等 に お け る 業 務
事務局	・総括に関すること ・広報・渉外に関すること ・総務・情報に関すること
社会基盤部	・輸送に関すること ・機動に関すること ・下水道に関すること ・水道に関すること
住民環境部	・健康・環境に関すること ・福祉支援に関すること ・物資・食料に関すること
教育避難支援部	・教育総務に関すること ・避難支援に関すること
消防活動部	・消防活動に関すること

※　各部局を構成する部署については、播磨町地域防災計画に準ずる。

※　各部局等は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。

(4) 町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町

対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所について】

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、町は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、町における保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）

(6) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該町が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関等が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関等が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 動員の実施

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

(1) 配備指令の発令及び伝達

① 本部長は、武力攻撃事態等の状況に応じて、配備指令を発令する。

② 勤務時間内に発令する場合は庁内放送により、出先機関及び関係者に対して電話により行う。

③ 勤務時間外で緊急に職員を招集する場合は、電話等最も速やかに伝達できる方法により行う。

④ 各課を統括する者は、配備指令に基づき、職員を動員したときは、その人数を

直ちに本部長に報告する。

(2) 配備の基準

職員の配備基準は、次のとおりとする。

配備体制	事態の状況	配備内容
第１号配備	①　町外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、保護措置の実施等に備える必要があるとき ②　武力攻撃予測事態の認定が行われたとき	地域防災計画に定める第１号配備
第２号配備	①　町内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき ②　町外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本町に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき ③　武力攻撃予測事態の認定が行われ、町内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき	地域防災計画に定める第２号配備
第３号配備	町内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき	地域防災計画に定める第３号配備

(3) 武力攻撃事態等における職員の行動

①　職員は、あらかじめ定められた配備体制及び担当事務を認識し、武力攻撃事態等が発生するおそれがあるとき、又は武力攻撃事態等の発生を察知したときは、配備指令がない場合であっても、情報等の収集に積極的に努め、速やかに対処措置を行うものとする。

②　配備指令を受けた職員は、速やかに参集し、所属長の指揮に従わなければならない。

③　平時の通勤手段が途絶した場合は、徒歩、自転車、バイク等を利用する。原則として自動車は使わない。

④　交通の途絶や、職員自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、直ちに可能な伝達手段によりその旨を所属長に連絡する。

(4) 職員の配備体制

町対策本部設置時における配備人員は、概ね、配備基準により、配置内容に要する人員を定めた、配備体制別人員表のとおりとする。

※　配備体制別人員表は、資料編に記載する。

３　通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、防災行政無線（同報系）の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 情報通信機器等の活用

町は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク及び衛星携帯電話を使用して関係機関との通信を確保する。

第３章　関係機関相互の連携

町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関等その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、当該町の区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、当該町の区域における保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

３　指定公共機関等、その他関係機関への措置要請等

(1) 指定公共機関等への措置要請

町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関等に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動

内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

町が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関等に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関等に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 関係機関に対する協力要請

町は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 町長による派遣の要請の求め等

① 町長は、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。この場合において、町長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡した旨を通知する。

② 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

【想定される自衛隊の保護措置の内容】

①　避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等） ②　避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等） ③　武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等） ④　武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急の復旧、汚染の除去等）

５　他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

①　町は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。

②　応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

町は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

①　町が、保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ　委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

②　他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

６　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県職員の派遣要請

町長は、保護措置の実施のために必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2) 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等

①　職員の派遣要請

町長は、保護措置の実施のために必要があるときは、指定行政機関の長若しく

は指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）対し、県を経由して当該機関の職員の派遣の要請を行う。

ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

② 職員派遣のあっせんの求め

町長は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、①の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 他の市町職員の派遣要請等

町長は、保護措置の実施のために必要があるときは、他の市町長に対し職員の派遣を要請する。

また、(2)－② の場合と同様に、知事に対しあっせんを求める。

7 町の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

① 町は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関等に対して行う応援等

町は、指定公共機関等の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティアの安全の確保

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

(3) ボランティア活動への支援

町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

(4) ボランティア受入窓口の整備

町は、播磨町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部など、ボランティアの受入窓口の整備に努める。また、ボランティアの受入窓口は、町対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努める。

(5) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、住民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

９　住民への協力要請

町は、次に掲げる保護措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、町は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された住民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

【住民の協力の例】

①　避難住民の誘導（法70）

ア　町職員と一体となった避難住民の先導

イ　移動中における食料等の配給

ウ　高齢者、障がい者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助

エ　家庭や学校、事業所等における安否確認

②　避難住民等の救援（法80）

ア　炊き出しの実施

イ　食料、飲料水等の配布

ウ　生活必需品等の救援物資の整理

エ　避難所名簿の作成等の避難所運営の補助

③　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法115）

ア　消火のための水の運搬

イ　救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転

ウ　被災者の救助のための資機材の提供

④　保健衛生の確保（法123）

ア　健康診断の実施

イ　感染症の動向調査の実施

ウ　水道水の検査の実施

エ　防疫活動の実施

・感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助

・臨時の予防接種のための会場設営等

・防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や町が作成したパンフレットの配布

オ　被災者の健康維持活動の実施

・衛生指導等の保健指導のために県や町が作成したパンフレットの配布

・健康食品等の保健資材の配布

第４章　警報及び避難の指示等

第１　警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　警報内容の伝達等

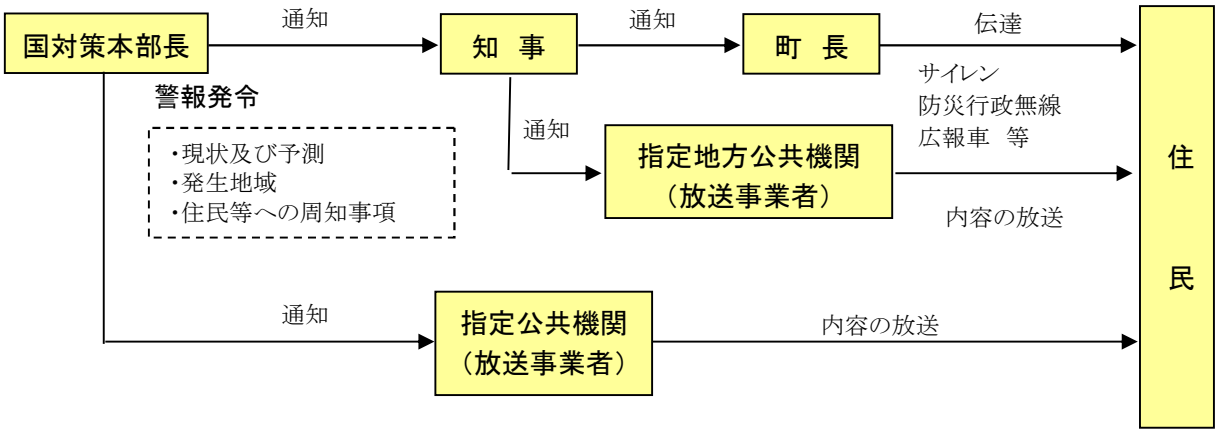

(1) 警報内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報内容の通知

① 町は、当該町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会など）に対し、警報の内容を通知する。

② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ等に警報の内容を掲載する。

２　警報内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）等を活用し、町に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に、町が含まれる場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ等への掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、防災安心ネットはりま、エリアメール・緊急速報メール、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－ｎｅｔ）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、加古川市消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、町は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 町は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。

(4) 町は、高齢者、障がい者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

① 聴覚障がい者に対しては目に見える情報を、視覚障がい者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。

② 社会福祉施設等の高齢者、障がい者等が入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報

を伝達するよう努める。

③　自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障がい者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。

④　日本語の理解が十分でない外国人に対しては、必要に応じて、外国人団体及びＮＧＯ等の関係団体に対して、インターネット、コミュニティＦＭ等を用いた外国語による情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。

(5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

３　緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第２　避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

１　避難の指示の通知・伝達

(1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

※　避難の指示の流れについては下図のとおり。

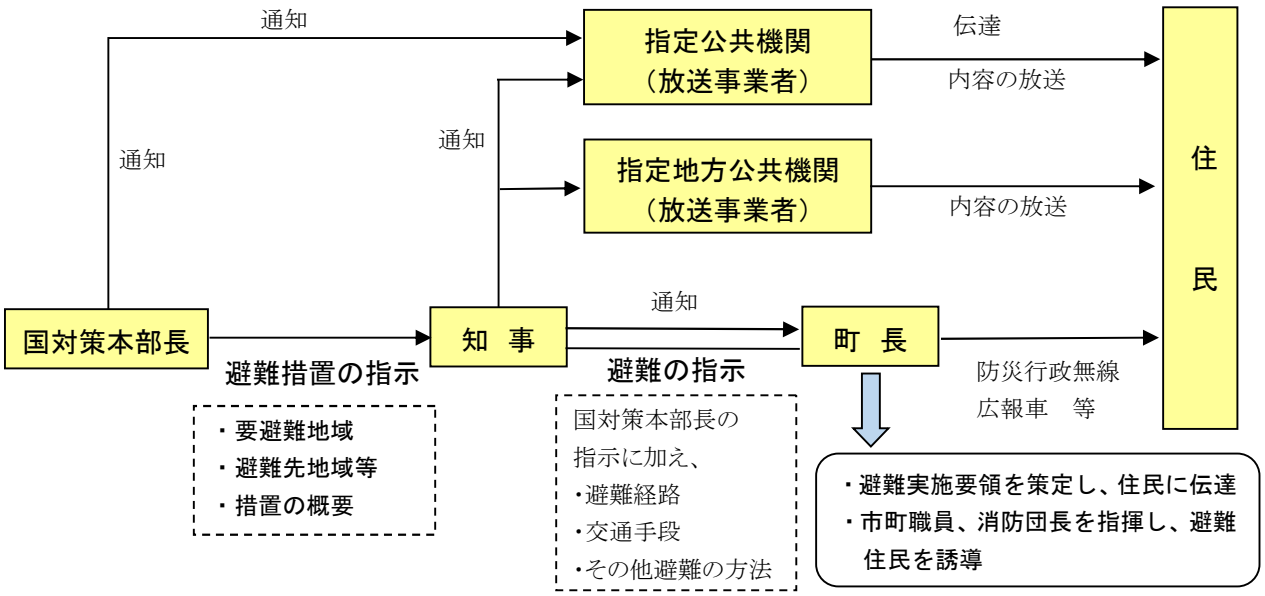

２　避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

①　町長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- その他避難の実施に関し必要な事項

②　町長は、避難実施要領の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ　避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ　一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ　集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ　集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ　避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ　町職員、消防職員及び消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、町職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク　高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ　要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

コ　避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ　避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析　特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

⑤ 輸送手段の確保の調整（※　輸送手段が必要な場合）（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）、避難行動要支援者避難支援班の設置）

⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私

の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、加古川市消防本部消防長、加古川警察署長、姫路海上保安部長及び加古川海上保安署長（以下、「海上保安部長等」という。）及び自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知する。さらに、管轄する県地方対策本部長（東播磨県民局長）にも併せて通知する。

３　避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

① 町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員及び消防団長を指揮するとともに、加古川市消防本部と協力して、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

② 町長は、避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、加古川市長に対し、消防長が必要な措置を講ずるように指示するなど、必要な連携を図る。

③ 町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

加古川市消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、加古川市消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、加古川警察署長、海上保安部長等又は保護措

置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、町長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮

① 老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者は、避難が円滑に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

② 町は、自ら管理する幼稚園等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

・危険動物等の逸走対策
・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

① 町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、町は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全確保に十分に配慮する。

② 原則として、町の区域内の運送の場合は、町が運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求め、町の区域を越える運送の場合は、県から運送を求める。

③ 町長は、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由なく運送の求めに応じ

ないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

４　避難の類型

住民の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示す。

(1) 屋内への避難

弾道ミサイル攻撃など極めて短時間での避難が必要な場合や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合などにおいては、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、２～４の類型により、他の安全な地域へ避難する。

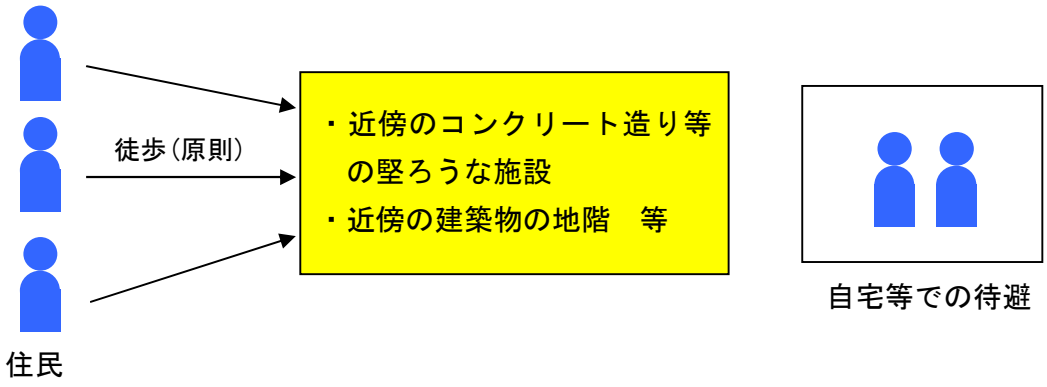

(2) 町内への避難

町内において避難する場合は、徒歩を原則として、町内の避難施設に避難する。

また、町内であっても遠方への避難が必要な場合は、町長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。

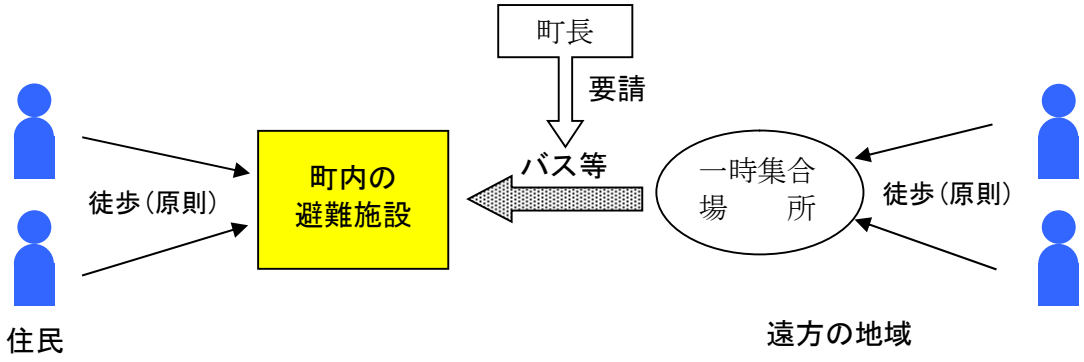

(3) 県内他市町への避難

県内の他市町へ避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

また、鉄道、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。

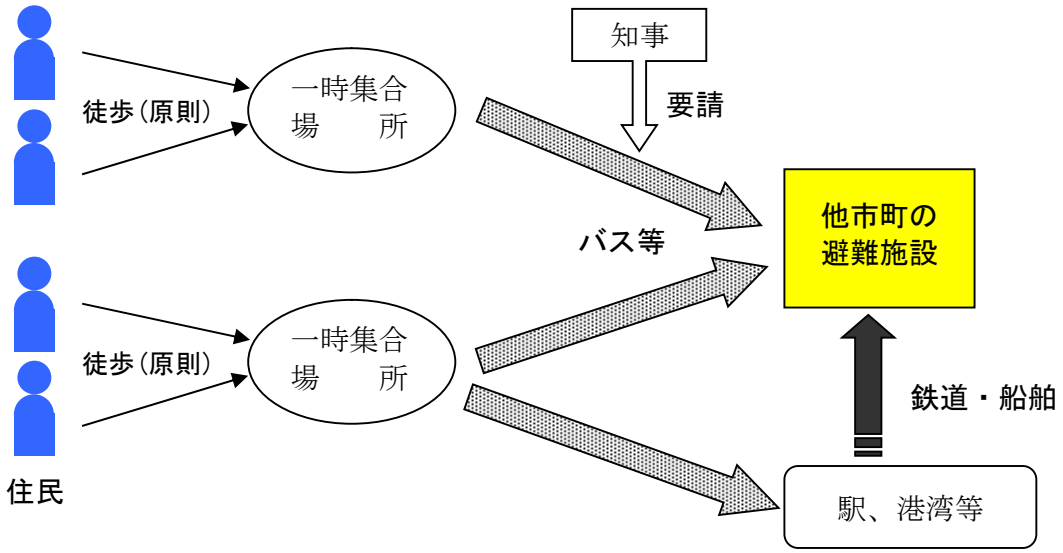

(4) 県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵略事態など他の都道府県への避難が必要な場合は、原則として、鉄道、船舶、航空機等の公共交通機関による避難を行う。この場合においては、住民は、徒歩を原則として、駅、港湾等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

また、知事が要請したバス等により避難する場合は、住民は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、バス等により避難を行う。

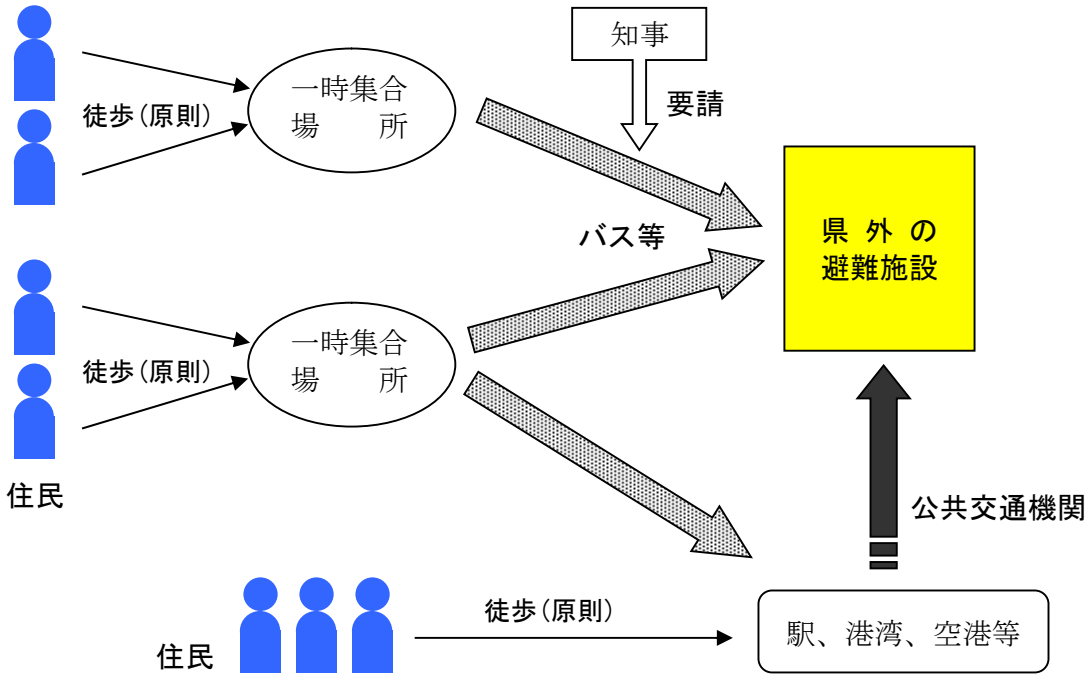

5　避難に当たって留意すべき事項

事態の類型等により、住民の避難の形態が大きく異なることから、それぞれの場面における避難に当たって配慮すべき事項について定める。

(1) 着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく県知事による避難指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

② 町は、避難の誘導に当たっては、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においては、国対策本部長の避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安署及び自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

このため、弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国対策本部長 ［警報の発令、避難措置の指示］
│ （その他、記者会見等による国民への情報提供）
知　　事 ［避難の指示］
│
町　　長 ［避難実施要領の策定］

イ 弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(4) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃目標を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとる。

(5) ＮＢＣ攻撃の場合

町長は、町職員等の避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

【ＮＢＣ攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留　意　点
核　攻　撃　等	①　核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 ・攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難 ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示 ②　放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域 ・放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ③　ダーティボムによる攻撃の場合 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難
生物剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療
化学剤による攻撃	・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

第５章　救援

知事が救援の実施に関する事務の一部を町長が行うこととするとした場合は、町長が自らの名において自らの事務として当該事務を実施することとなる。また、それ以外の事務についても知事の行う救援を補助することとなるため、その実施方法等について示す。

１　救援の実施

(1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは、原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、町長に委任することとされている。

① 町長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること

② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること

(2) 救援の実施及び補助

町長は、上記(1) により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ、関係機関の協力を得て行う。

また、町長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

① 収容施設の供与
② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
④ 医療の提供及び助産
⑤ 被災者の捜索及び救出
⑥ 埋葬及び火葬
⑦ 電話その他の通信設備の提供
⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
⑨ 学用品の給与
⑩ 死体の捜索及び処理
⑪ 障害物の除去

２　関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断し

たときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 救援における県との連携

町は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、ＮＢＣ攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 他の市町との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(4) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(5) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

３　救援の内容

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成２５年内閣府省告示第２２９号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。　※「救護の程度及び基準」は、資料編に記載する。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

４　救援の実施方法

町長が行う救援の基本的な実施方法について定める。

１　収容施設の供与

(1) 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し

保護する。

① 避難所の開設

ア 原則として、学校を利用するが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。

イ 避難所の開設は、原則として町長が、所有者又は施設管理者等の承諾を得て行う。

ウ 避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告する。

エ 避難所の不足が生じた場合には、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告する。

② 避難所の管理運営

ア 避難所の管理責任者は、町職員が当たるが、運営は避難住民などを中心とした運営体制を原則とする。

イ 避難所の維持、管理のため、避難所ごとに複数の町職員を配置し、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営を図るものとする。

ウ 避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

エ 避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は町の職員に対して協力を求めるものとする。

オ 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は７日以内を原則とする。

・施設等開放区域の明示
・避難者誘導・避難者名簿の作成
・情報連絡活動
・食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
・ボランティアの受入れ
・炊き出しへの協力
・避難所運営組織づくりへの協力
・重傷者への対応

カ 町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保する。

キ 町は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

ク 高齢者、障がい者等に対しては、障がい者用トイレ、スロープ等の仮設等、個々の状況に応じた十分な配慮を行う。

ケ 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

コ　県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースを確保し、避難者の健康チェック、検温、換気等を実施する。

なお、避難所で感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等を平時から検討するとともに、消毒液、マスク等の感染症予防のための物資を備蓄する。

③　福祉避難所

ア　町は、災害が発生した場合において、収容避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、応急危険度判定結果を受けて、福祉避難所を開設する。

福祉避難所は、受入れ体制が整い次第、福祉避難所の対象となる高齢者、障がいのある人、妊産婦など施設の特性に応じ特別な配慮を必要とする人を受入れる。

イ　福祉避難所での受入れ対象者は、避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者等で、身体等の状況が老人福祉施設、介護保険施設又は医療機関等へ入所・入院するに至らない程度で、かつ一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者とする。

ウ　福祉避難所の運営は、播磨町福祉避難所運営マニュアル（平成 25 年 6 月）に即して行う。

(2) 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

①　応急仮設住宅の設置及び供与の方法

ア　応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないよう広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置するものとされている。また、町が設置する場合には、県により算定された市町別の必要な戸数を、県が定める規格等で設置する。

イ　供給に不足が生ずる場合は、県へ次の事項を可能な限り明らかにして供給のあっせんを要請する。

・被害戸数
・設置を必要とする戸数
・調達を必要とする建設業者数
・連絡責任者
・その他参考となる事項

県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に対し、建設業者や資機材のあっせん等を要請するものとされている。

② 応急仮設住宅の構造

ア 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全性及び利便性に配慮した構造とする。

イ 高齢者、障がい者等を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図るものとする。

③ 入居基準

住居が全壊、全焼等により、自己の資力では居住のための住宅を確保することができない者のうち、その都度、町長が定めるものとし、その基準は次によるが、高齢者、障がい者等の優先入居に十分に配慮する。

ア 生活保護法による被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない失業者、独居老人、母子世帯等

ウ 特定の資産のない勤労者、小企業者

エ その他これに準ずる者

④ 応急仮設住宅の管理

町において、通常の管理を行うものとする。

⑤ 生活環境の整備

町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

① 炊き出しその他による食品の給与の方法

ア 炊き出しは、原則として、避難所内又はその近くの適当な場所で実施するが、適当な場所がないときは、給食施設を有する学校等の施設を使用する。

イ 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によることもできる。また、高齢者、乳幼児、妊産婦、食事制限がある者等のニーズにも配慮するものとする。

② 食料の調達

ア 米穀の調達

米穀の調達にあっては、卸売業者並びに町内の小売業者から調達するものとし、武力攻撃災害の状況により業者の所有のみでは供給が困難な場合は、知事を通じて、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に供給を要請する。

イ　パンの調達

必要に応じ、パン製造業者等に製造を依頼し、調達する。

ウ　育児用調整粉乳等の調達

乳幼児のミルクは町内の販売業者に依頼し調達する。

エ　備蓄食料の利用

備蓄倉庫に備蓄している非常用食料等を利用する。

なお、非常用食料等品名及び計画数量は播磨町備蓄計画による。

③　食料の供給要請等

物資の調達、輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県や他市町との情報共有を図るとともに、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんを要請するものとする。

・供給あっせんを必要とする理由
・必要な品目及び数量
・引渡しを受ける場所及び引渡責任者
・荷役作業者の派遣の必要の有無
・その他参考となる事項

(2) 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

①　飲料水供給の方法

ア　町は、町対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施する。

イ　避難所への拠点給水を原則とし、水源（浄水場等）に確保している水について、給水車又は搬送用容器に入れ自動車等により搬送し、給水を実施する。

ウ　給水車等には、できるだけ報知装置を携帯して住民の便宜を図り、給水時間、給水場所について、事前に住民に周知する。

エ　病院、救護所等へは、最優先で給水する。

②　水源及び給水量

ア　浄水場、配水池等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応するものとする。

イ　武力攻撃災害発生から３日以内は１人１日３㍑、10日目までには４人１日３～20㍑、20日目までには４人１日20～100㍑を供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

内　容 時系列	期　　間	１日当たり水量	水量の用途内訳
第１次給水	発災から ３日間	３ （ﾘｯﾄﾙ／人）	生命維持のため最小限必要量
第２次給水	４日目から 10 日まで	３～20 （ﾘｯﾄﾙ／４人）	調理、洗面等最低限生活に必要な水量
	11 日目から 20 日まで	20～100 （ﾘｯﾄﾙ／４人）	最低限の浴用、洗濯に必要な水量
第３次給水	21 日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

※　期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

③　給水応援

ア　「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行う。

イ　必要な人員、資機材等が不足するときは、播磨町上下水道工事業協同組合、他市町（加古川市応援給水含む）及び県に次の事項を明らかにして応援を要請する。

・給水を必要とする人員
・給水を必要とする期間及び給水量
・給水する場所
・必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
・給水車両借上げの場合は、その必要台数
・その他必要な事項

３　被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

(1) 被服、寝具その他生活必需品等の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮するものとする。

①　被服、寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

②　日用品
石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

③　炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

④　光熱材料

マッチ、ＬＰガス等

※　哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮するものとする。

(2) 調達方法

被服、寝具その他生活必需品等の物資の供給の必要が生じたときは、所要数量を把握し、あらかじめ協定を締結したコープこうべから調達し、不足分は販売業者から購入する。

また、広域的な救援物資等の受け入れを播磨町社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て行う。

(3) 集積場所

調達又は受け入れた物資は、次の集積場所に受付員、仕分員を配置し集積する。集積しきれない場合は、適宜集積場所を指定する。

・総合体育館
・はりまシーサイドドーム
・浜田公園（球場・テニスコート）
・野添であい公園
・あえのはま広場
・BiVi 土山

(4) 輸送方法

輸送方法は、地域防災計画第２部第２章「いのちを守る」第５節「交通規制・緊急輸送を行う」に定めるところによる。

調達された物資等は、輸送班を編成し避難所等へ搬送する。

(5) 物資の配分、支給方法

調達された物資等は、状況等を考慮し、その都度、被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画を立てて支給する。

配布については、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て行う。

(6) 県への供給あっせん要請

緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あっせんを要請するものとする。

ア　供給あっせんを必要とする理由
イ　必要な緊急物資の品目及び数量
ウ　引渡しを受ける場所及び引受責任者
エ　連絡先及び連絡担当者
オ　荷役作業員の派遣の必要の有無

カ　その他参考となる事項

4　医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、医師会等の協力を得て、応急的な医療又は助産を提供する。

(1) 救護班の編成

医療、助産及び乳幼児救護は、原則として救護班によって行うものとし、救護班の編成は、以下に示すとおりである。

救護班の編成

班　名	任　務	救　護　対　象	１班の構成人員
医療救護班	医　　療	災害により医療の途を失った者	医　　師　1 保健師又は　2 看　護　師 事　務　員　1
助産救護班	助　　産	災害により助産の途を失った者	医　　師　1 助　産　師　2
乳幼児救護班	乳幼児救護	１年６月未満の乳幼児	保健師又は　1 看　護　師 事　務　員　1

(2) 応急救護所の設置

① 救護班の出動を加古川医師会に要請し、応急救護所を開設する。

② 応急救護所は、武力攻撃災害の状況に応じ、交通、水道、衛生等を考慮のうえ、公共建物等を利用して設置する。

③ 応急救護所の業務は、次のとおりとする。

ア　重傷患者の応急手当と中等傷患者等の処置

イ　必要に応じて救護病院、診療所への収容要請

ウ　医療救護活動の記録

④ 応急治療に必要な資器材は、医療機関の備蓄品を使用するものとし、必要がある場合は救護班において即時調達し、不足が生じる場合は、加古川健康福祉事務所と連携し補給を行う。

⑤ 重傷患者の処置と収容を救護病院に要請する。

⑥ 応急救護所及び救護病院、診療所の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。

⑦ 町において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ要請する。

⑧ 自主防災組織、自治会及び住民

ア　軽度のものについては、自己及び助け合いにより処置する。

イ　医師の処置が必要な傷病者を応急救護所へ搬送する。

⑨　県救護班等より応援を受けたときは、避難所において疫学調査及び応急治療を実施する。

(3) 収容施設

収容施設の所在、名称、収容能力等は資料編「医療機関一覧表」のとおりである。

(4) 応急救護の県への要請

町内の診療所へは負傷者が多数収容され、救護班の派遣が困難と予想されるので、加古川医師会等医療機関と緊密な連携をとり地区別に応急救護所を開設して医療活動の万全を期すとともに、次により県に対し要請する。

①　救護を必要とする人員（内科・外科・助産等別人員）

②　必要な救護班数

③　救護期間

④　救護班の派遣場所

⑤　その他必要事項

(5) 医薬品等、医療助産用資機材の県への要請

応急医療活動に必要な医薬品等や医療助産用資機材は、まず医療機関の在庫や備蓄を利用する。大量の負傷者等が発生し、在庫や備蓄では対応できない状況では、販売業者等から調達し、不足が生じる場合は県に対して救援物資として要請する。

5　被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

(1) 救助・救出活動

ア　町は、職員を動員し、消防機関、県警察、海上保安部等の関係機関と連携して、可能な限りの施設、資機材を活用し、迅速かつ効果的に負傷者等の捜索、救出活動を行う。

イ　町は、救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請するものとする。

・応援を必要とする理由

・応援を必要とする人員、資機材等

・応援を必要とする場所

・応援を必要とする期間

・その他必要な事項

ウ　町は、被災市町等からの要請に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

６　埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

(1)　遺体の火葬

① 遺体火葬の方法

遺体の火葬担当者は、遺体収容担当者から引き継いだ遺体及び火葬許可書を火葬場に移送し、火葬台帳に記録のうえ火葬に付する。

② 火葬場の名称、所在及び処理能力

名　称	所在地	処理能力	備考
稲美斎場ひじり苑	稲美町中一色 285 番地の２	１日につき最大 24 体	

③ 火葬に付した遺骨は、関係者協議のうえ安置所を設け安置する。

④ 他市町に対する火葬の協力要請

大規模な武力攻撃災害により多数の死者が発生し、稲美斎場ひじり苑の処理能力を超えるとき、あるいは火葬場の被害が甚大なため処理できないときは、県及び他市町に協力要請を行う。

７　電話その他の通信設備の提供

町長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

８　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

(1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施するものとする。

(2) 町は、建築業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼するものとする。

ア　被害戸数（半焼・半壊）

イ　修理を必要とする戸数

ウ　調達を必要とする資機材の品目及び数量

エ　派遣を必要とする建築業者数

オ　連絡責任者

カ　その他参考となる事項

９　学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与する。

(1) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 学用品給与の方法

① 町は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行う。

② 給与の対象となる児童生徒等の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努める。

１０　死体の捜索及び処理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を捜索する。また、武力攻撃災害の際死亡した者を収容及び処置等を実施する。

(1) 遺体を発見した場合の処置

① 救出作業、又は遺体捜索中において遺体を発見したときは、速やかに管轄の加古川警察署に連絡する。

② 町は、必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に遺体の処置及び火葬を実施する。

(2) 遺体の収容

① 遺体は、到着順に収容するとともに遺体の洗浄、消毒等を行い、遺品を整理して納棺の上その性別、推定年齢、特徴、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲示する。

② 遺体の身元が判明し、引取人があるときは、遺族等引取人に引渡す。

③ 遺体の身元が判明しないもので一定期間経過後引取人がないときは、行旅死亡人として取扱う。

④ 遺体安置所は、公共施設及び町内寺院等をもってあてるものとし、管理責任者と十分協議のうえ指定する。公共施設及び町内寺院等をもってしても遺体収容能力が不足する場合は、災害協定を締結している葬祭事業者に協力を要請する。しかし、適当な場所がないときは、広場、避難所等に仮設する。

⑤　遺体収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、遺体に対する礼が失われることのないよう注意しなければならない。

１１　障害物の除去

武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

(1) 除去の方法及び範囲

障害物の除去者は、機械器具を使用し、又は状況に応じて建設業者の協力を得て速やかに障害物を除去するものとし、障害物除去の範囲は、原状回復ではなく必要最小限の日常生活が営める状態とするための応急的な除去に限るものとする。

(2) 除去した障害物の集積場所

町が所有管理する空地、運動場等とし、最終処分場所は、その都度協議して決定する。

(3) 必要な機械器具等

障害物の規模及び範囲によって対策をたてるが、比較的小規模のものについては町対策本部により処理するものとし、その他のものについては、建設業者の応援、又は調達によって実施する。

(4) 除去期間

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、10 日以内を目標とする。

(5) 協力依頼

障害物の除去等が困難な場合には、町内建設業者に依頼する。

(6) 県への要請

町は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるものとする。

ア　除去を必要とする住家戸数
イ　除去に必要な人員
ウ　除去に必要な期間
エ　除去に必要な機械器具の品目別数量
オ　除去した障害物の集積場所の有無
カ　その他参考となる事項

第６章　安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

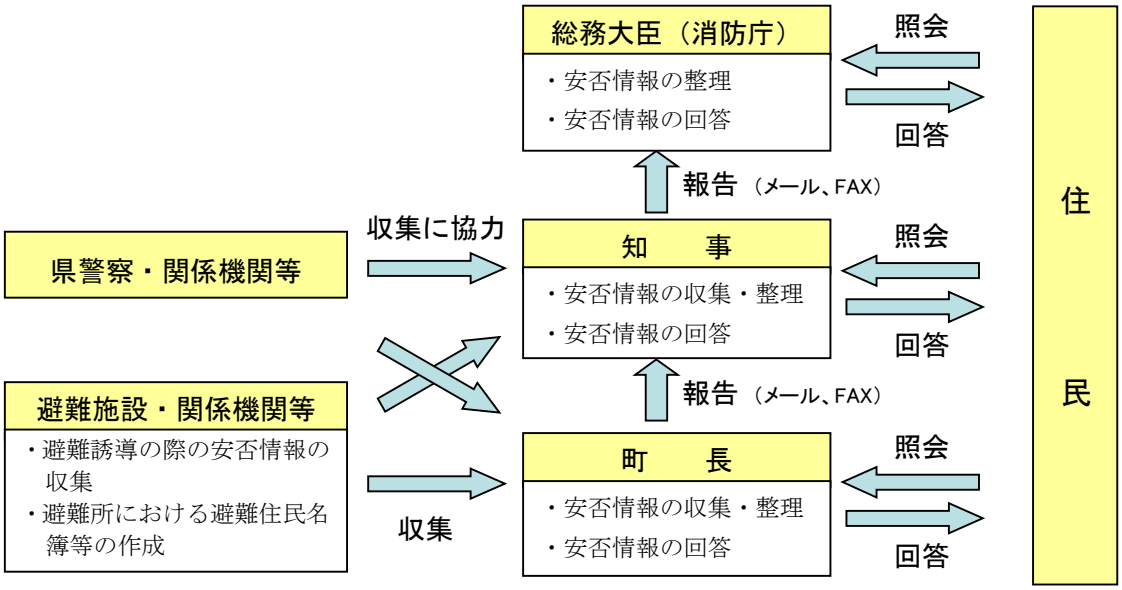

１　安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集に当たっては、やむをえない場合を除き、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第１条に規定する様式第１号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第２号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、町長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

２　県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール、ＦＡＸ等によりで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

３　安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会しようとする者が遠隔地に居住している場合等は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

③ 照会の受付に当たっては、様式第４号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出できない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、町長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるとき

は、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

③　町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

①　安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

②　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

４　日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第７章　武力攻撃災害への対処

第１　武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員、警察官又は海上保安官は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報することとされている。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第２　応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

２　退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

○　「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

○　「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

① ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

３　警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

４　土地、建物の一時使用等

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用。

(2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で,当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5　消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、加古川市消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、加古川市消防本部又は消防署と連携して、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、当該町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は加古川市長を通じるなどの方法により、消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事及び加古川市消防本部消防長と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から応援要請があった場合消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防団の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 被災地以外の町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、加古川市消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤ 町長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第３　生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

１　生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 町が管理する施設の安全の確保

① 町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

② 町長は、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※　危険物質等について、町長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在町の区域に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在町）の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第２９条）

【措置】

① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第１２条の３、国民保護法第１０３条第３項第１号）

② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

（国民保護法第１０３条第３項第２号）

③　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第１０３条第３項第３号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、(1)の【措置】①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

３　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

町は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。ただし、状況に応じて従業員の安全確保について特に配慮するものとする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第４　武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処等

町は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害等の対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、ＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

１　武力攻撃原子力災害への対処

(1) 地域防災計画（原子力災害等の対策）等に準じた措置の実施

町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（原子力災害等の対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、加古川市消防本部に連絡する。

② 町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣若しくは県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認し、これらの大臣等に通報するとともに、その受信確認を行う。

③ 町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、加古川市消防本部に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

① 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

② 町長は、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

① 町は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」

に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

② 町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、県地域防災計画（原子力等防災計画）の定めの例により行うものとする。

(7) 職員の安全の確保

町長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

町は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【主な汚染原因】（法107Ｉ）

主な汚染原因	汚染原因となる物質の例
放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、ＶＸ、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	国民保護法施行令第28条で定める危険物質等

(5) 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【町長が講ずる権限】

	対 象 物 件 等	措　　置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
３号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【名あて人に通知すべき事項】

１．	当該措置を講ずる旨
２．	当該措置を講ずる理由
３．	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
４．	当該措置を講ずる時期
５．	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第８章　被災情報の収集・報告及び公表

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集・報告及び公表に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

１　被災情報の収集及び報告

(1) 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(2) 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(3) 町は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号消防庁長官通知（平成２９年２月７日消防応第１１号消防庁長官通知（一部改正））に基づき、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）わかる範囲で、電子メール、ＦＡＸ等によりその第一報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。

(4) 町は、第一報を報告した後も随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。
　なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

２　被災情報の公表

(1) 町対策本部における広報等
　町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

①　広報の一元化
　武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う。

②　広報手段
　防災行政無線、広報車、広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ

窓口の開設、町ホームページ、防災アプリ、ＳＮＳ、メール配信等様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供する。

③　留意事項

ア　広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ　町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行う。

ウ　県と連携した広報体制を構築する。

第９章　保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康対策

① 町は、避難先地域に対して避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

② 町は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

③ 町は、巡回健康相談の実施に当たり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状況の把握に努める。

(2) 感染症対策

① 町は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

② 町は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

② 町は直ちに、あらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。

③ 町は、水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するた

め、情報の収集を早急かつ慎重に行う。

④　町は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、水道担当部局と連携しつつ、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

(5) 栄養指導対策

①　町は、県及び県栄養士会等関係団体と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回相談等を実施する。

②　町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

③　町は、巡回栄養相談を実施するに当たり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

(6) こころのケア対策

①　町は、必要に応じて、武力攻撃事態時におけるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、被災者等の状態に応じた段階的な心のケアを行う。

　また、必要に応じ、武力攻撃事態等が終了した後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行う。

②　教育委員会は、必要に応じ、家族等が被災した児童生徒等に対するこころのケア対策を実施する。

③　医療機関においても、こころのケアの視点を取り入れた治療に努めるものとする。

④　救助機関等の責任者は、武力攻撃災害時の救援活動に従事した者にはＰＴＳＤの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めるものとする。

　また，救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めるものとする。

２　廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

①　環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期限を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある

特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。

② 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県に対し情報提供を行う。

③ 町は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

④ 町は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成３０年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

③ 町は、以下の点に留意して、がれき処理を実施する。

ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。

イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障のあるもの等から優先的に撤去する。

エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

３ 文化財の保護

町教育委員会は、文化庁長官が町の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて町の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、町指定文化財等（町指定重要有形文化財、町指定重要有形民俗文化財及び町指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第１０章　住民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、住民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

１　生活関連物資等の価格安定

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 価格の高騰又は供給不足へ対処

町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

町長は、国が買占め等防止法第２条第１項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、町の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア　特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第３条）

イ　特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第４条第１項）

ウ　売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第４条第２項）

エ　売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第４条第４項及び第５項）

オ　売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第５条第１項及び第２項）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置

町長は、国が国民生活安定緊急措置法第３条第１項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、町の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア　指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び

指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第６条第２項及び第３項）

イ　指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第７条）

ウ　ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第１項）

２　避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

３　生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び漁港等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第１１章　特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※　特殊標章等の意義について

１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア　特殊標章

第一追加議定書第６６条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ　身分証明書

第一追加議定書第６６条３に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ　識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置に係る協力等のために使用される場所等

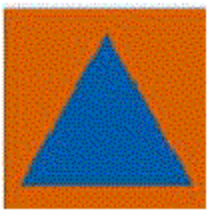

（オレンジ色地に青の正三角形）

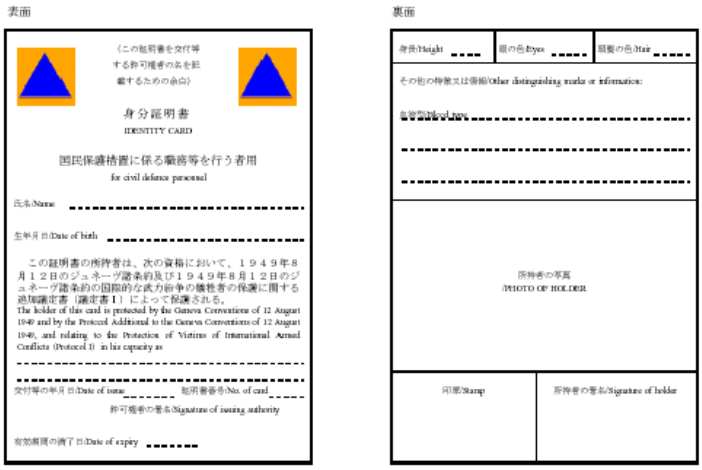

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長、加古川市消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる

① 町長

- 町の職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で保護措置に係る職務を行うもの
- 消防団長及び消防団員
- 町長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- 町長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 加古川市消防本部消防長

- 消防長の所轄の消防職員で保護措置に係る職務を行うもの
- 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
- 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で保護措置に係る職務を行うもの
- 水防管理者の委託により保護措置に係る業務を行う者
- 水防管理者が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第４編　復旧等

第１章　応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

２　公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路及び漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２章　武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 町における当面の復旧

町は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

(3) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、当該施設の被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

第３章　保護措置に要した費用の支弁等

町が保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　費用負担及び支弁

(1) 国及び地方公共団体の費用の負担（法 164・168）

町が実施する保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置に要する費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護法施行令で定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

【国と地方公共団体の費用分担】（法 168、令 47～51）

１　国が負担する費用
①　住民の避難に関する措置に要する費用
②　避難住民等の救援に関する措置に要する費用
（厚生労働大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用）
③　武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
④　損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用
（地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。）
⑤　国が地方公共団体と共同して行う保護措置についての訓練に係る費用

２　地方公共団体が負担する費用
①　地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当
（調整手当、住居手当、通勤手当その他の手当）
※　保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担
②　地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの
（消耗品費、通信費その他の費用）
③　地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの
（当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用）

(2) 他の市町の応援に要する費用の支弁（法 165）

町は、他の市町の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁する。この場合において、町が当該費用を支弁するいとまがないときは、応援を求めた市町に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(3) 町が救援の事務を行う場合の費用の支弁（法 167）

県の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を町長が行うこととされたとき、県は町による救援の実施に要する費用を支弁するものとされている。

県が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該町に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(4) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2　損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3　総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4　住民の権利利益の救済に係る手続等

(1)住民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 （法第159条第1項）	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第1項・5項）
損害補償 （法第160条）	住民への協力要請によるもの （法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）
不服申立てに関すること。（法第6条、175条）	
訴訟に関すること。（法第6条、175条）	

(2)住民の権利利益に関する文書の保存

町は、住民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、住民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態

町保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第１編第５章２に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

【本計画における主な用語の読み替え】

武力攻撃事態等	緊急対処事態
保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害